

全 体 消 防 計 画

総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、_____ 全体における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防および人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____に居住または勤務し出入りするすべての者に適用する。

(責任範囲)

第3条 この防火対象物における管理権原者の構成及び責任範囲は、別表1に示すとおりとする。

(防火対象物全体にわたる防火管理業務の一部委託) 《 該当 ・ 非該当 》

第4条 委託を受けて防火管理業務に従事するもの、_____ (以下「受託者」という。) は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者、防火責任者および各テナントの自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に、適正に業務を実施しなければならない。

2 防火管理業務の委託範囲は、別表2のとおりとし、受託者は、委託契約の内容に基づき、火災予防上の安全を確保するとともに、その結果を記録し、統括防火管理者に報告するものとする。

防火管理者の権限および責務に関すること

(統括防火管理者の選任)

第5条 防火対象物全体の防火管理業務を統括する統括防火管理者を次により選任（解任）する。

(1) 各管理権原者が協議して、管理権原者の代表者（以下「代表者」という。）を決定する。

(2) 代表者は、他の管理権原者と協議の上で統括防火管理者を選任（解任）し、消防機関に届け出る。

(統括防火管理者の権限と責務)

第6条 統括防火管理者は、建物全体の防火管理業務を遂行するにあたり、この計画についての一切の権限を有し、必要に応じて管理権原者の指示を求め、防火対象物全体の防火管理業務を円滑に推進するものとする。

2 統括防火管理者は、次の責務を有し、防火対象物全体の防火管理業務を遂行する。

(1) 防火対象物全体の消防計画の作成、変更および届け出に関すること。

(2) 防火対象物全体についての消火、通報、避難訓練の実施に関すること。

(3) 廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。

(4) 各テナントの防火管理者または防火責任者（以下『防火管理者等』という。）に対する防火管理業務上の指示及び監督。

(5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(各テナントの防火管理者の権限と責務)

第7条 防火管理者等は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告するものとする。

2 防火管理者等は、統括防火管理者が作成する全体消防計画に適合するよう事業所の消防計画を作成するものとする。

3 防火管理者等は、防火管理業務に関する連絡体系を保ち、協力して防火管理業務を遂行するものとする。

消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第8条 統括防火管理者は、必要な事項について、消防機関へ報告、届出および連絡を行う。この際、必要に応じて管理権原者に指示を仰ぎ、報告するとともに、防火管理者等にも通知するものとする。

(防火管理資料の保管等)

第9条 統括防火管理者は、前条で報告または届出をした書類等の写し、各テナントの防火管理者が作成した消防計画、その他防火管理業務に必要な書類を一括して編さんし、保管する。

(結果の記録および報告)

第10条 点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに、消防用設備等の法定点検結果については、____年に1回、防火対象物の法定点検結果（該当施設に限る）については毎回、岸和田市消防長に報告する。また、不備欠陥を認めるときは、早急にその是正を図る。

災害予防対策

(避難施設の維持管理)

第11条 防火管理者等は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の障害となる設備を設け、または物品を置かない。また、避難口等は、容易に解錠できるようにする。
- (2) 防火扉や防火シャッターに近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。
- (3) 必要に応じ避難経路図を掲出する。

(消防用設備等の法定点検)

第12条 消防用設備等の法定点検は、共用部分は_____の責任において実施し、各管理権原の責任範囲については_____の責任において実施する。

2 点検を実施する際は、統括防火管理者または防火管理者等が立ち会う。

(防火対象物の法定点検) < 該当 ・ 非該当 >

第13条 防火対象物の法定点検は、共用部分は_____の責任において実施し、各管理権原者の責任範囲については_____の責任において実施する。

2 点検を実施する際は、統括防火管理者または防火管理者等が立ち会う。

(建物等の自主検査等)

第14条 各テナントの建物、火気使用設備器具、消防用設備等の自主検査は、防火管理者等が定期に実施する。共用部分については、_____が実施する。

2 統括防火管理者は、建物や消防用設備等が適正に維持管理されていないと認めるときは、防火管理者等に是正を指示し、指示された防火管理者等は早急に改善すること。

災害対策

(火災・震災時等の活動)

第15条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、防火対象物全体のわたる自衛消防隊を設置するものとし、その編成及び任務分担は別表3に示すとおりとする。

2 地震時の活動は、前項に準じて行うほか次によるものとする。

(1) 統括防火管理者および防火管理者等は、火気使用設備器具からの出火防止措置を行う。

(2) テレビやラジオ等で正確な情報収集を行う。

(3) 避難は、防災機関からの避難命令または統括防火管理者または防火管理者等の判断により開始する。

(4) 避難場所は、_____とする。

(震災予防措置)

第16条 統括防火管理者及び防火管理者等は、対象物全体における地震による災害発生に備えて、本計画11条から15条に定めるほか次のことを行うものとする。

(1) 建物および建物に付随する施設物（看板、窓枠等）やロッカー等の転倒、倒壊、落下等の防止措置

(2) 火気使用設備・器具等の転倒防止措置および自動消火装置等の作動状況の検査

(3) 危険物等の転倒、落下、漏えい等による発火防止の措置

2 統括防火管理者および防火管理者等は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっても、地震後に建物、火気使用設備等の点検、検査を行い、その安全を確認すること。

工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第17条 防火管理者等は、改装等の工事を行おうとする場合は、統括防火管理者の承認を受ける。

2 統括防火管理者は、大規模な工事が行われる場合は、当該工事を行う場所の防火管理者等及び工事関係者と協議し、「工事中の消防計画」を作成させる。

3 工事関係者は、危険物を持ち込む場合や火花を発生させる器具等を持ち込む場合は、統括防火管理者および防火管理者等の承認を受ける。

4 その他工事関係者は、統括防火管理者及び防火管理者等からの火災予防上の指示を遵守する。

自衛消防訓練

(自衛消防訓練)

第18条 統括防火管理者は、本計画に基づき防火対象物全体の自衛消防訓練を_____月に実施する。なお、実施する場合には、「自衛消防訓練通知書」にて消防本部に事前に通知するものとする。

2 統括防火管理者は、防火対象物全体の訓練を実施する際、各テナントの防火管理者等に対し訓練に参加するよう指示するものとし、指示を受けた防火管理者等は積極的に参加する。

附 則 この計画は、_____年___月___日から施行する。

管理権原者構成一覧表

事業所名	管理権原者 職・氏名	防火対象物 との関係	防火管理者	全体の消防計画 確認年月日

※ 権限範囲を明らかにするため別図を添付する。

防火管理業務委託状況表

(年 月 日現在)

委託方式		<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回遠隔				
防火対象物	名称 所在地	TEL () -				
	主要管理権原者氏名	統括防火管理者氏名				
受託者関係事項	受託者の氏名 住所 *法人等の場合名称および事務所の所在地	氏名 (名称) 住所 (所在地) 担当事務所 TEL () -				
	受託者の行う防火管理業務の範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等、監視業務 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視および現場確認業務 <input type="checkbox"/> 避難または防火上必要な構造および設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生 (発見) した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	受託者の行う防火管理業務の方法	受託区域				
		常駐場所	TEL () -			
		従事区分	<input type="checkbox"/> 終日	<input type="checkbox"/> 就業中	<input type="checkbox"/> 就業外	
		常駐人員				
従事時間帯		**** **	: ~ :	: ~ :		
巡回	回 (名)	回 (名)	回 (名)			
要員待機場所			到着所要時間	覚知後 分		
教育担当者 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	氏名			職務上の地位		
	資格要件	講習機関				
		修了年月日	年 月 日	修了証番号	第	号

自衛消防隊の編成と任務（本部隊）

隊編成		任務
自衛消防隊長		自衛消防隊に対する指揮、命令、監督
自衛消防副隊長		隊長の補佐及び不在時の代行
指揮班		<ol style="list-style-type: none"> 1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
通報連絡班		<ol style="list-style-type: none"> 1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 館内への非常通報並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）
初期消火班		<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
避難誘導班		<ol style="list-style-type: none"> 1 出火階並びに上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定
安全防護班		<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
応急救護班		<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供

※ 地区隊の編成は、各事業所の消防計画による。